

学校経営力開発コース 履修モデル

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践		【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習	【必】学校教育におけるデータサイエンス	【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習
		2限	【必】学校組織マネジメント研究	【必】現代社会の課題と教員役割		【必】学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	
		3限	【必】学校経営と教育リーダーシップ	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		【必】教職員の職能開発システムに関する実践的研究	
		4限	◎【選必】教育法規の理論と実践	【必】授業実践の探究と教育課程			
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ（経営）				
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価		【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習	【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践	【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習
		2限	【必】カリキュラムマネジメントと校内研修	【必】メディア活用実践研究 【必】滋養の教育課題と指導方法		◎【選必】学校と地域の連携協働に関する実践的研究	
		3限		【必】教育政策・教育行政の理論と実践		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践	
		4限					
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ（経営）				

		月	火	水	木	金	土
2 年次	前期	1限					
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ（経営）
		3限			【必】経営課題解決発展実習		
		4限					
		5限					
	後期	1限					
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅳ（経営）
		3限			【必】経営課題解決発展実習		
		4限					
		5限					

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

教育実践力開発コース 履修モデル

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス	
		2限	◎【必】メンタリングと校内研修	【必】現代社会の課題と教員役割	【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習 【選必】教育委員会実習	◎【選必】言:言語教育実践と教材開発研究	【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習 【選必】教育委員会実習
		3限	【選必】スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践			
		4限		【必】授業実践の探究と教育課程			
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ(教育実践)				
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価			【必】実践課題解決基本実習Ⅱ 【選必】教育委員会実習	
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋賀の教育課題と指導方法	【選必】学校と地域の連携協働に関する実践的研究		
		3限	【必】社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限	【必】学校教育のアクションリサーチ				
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ(教育実践)				

		月	火	水	木	金	土	
2 年次	前期	1限						
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ(教育実践)	
		3限			【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限						
	後期	1限						
		2限						【必】教育実践課題解決研究Ⅳ(教育実践)
		3限			【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限						

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

授業実践力開発コース(初等教育) 履修モデル

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1 年 次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践		【必】実践入門実習 (6月の1週間) 【必】授業実践基本実習Ⅰ 【必】授業実践基本実習Ⅱ	【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割		◎【選必】芸:初等芸術教育の理論と実践	◎【選必】生:初等生活科・家庭科教育の理論と実践	
		3限		【必】生徒指導・教育相談の理論と実践			◎【選必】理:初等理数教育の理論と実践	
		4限	【必】教師のキャリア発達と教育実践	【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ(授業実践)					
	後期	1限		◎【選必】社:初等社会科教育の理論と実践	【必】授業実践基本実習Ⅰ 【必】授業実践基本実習Ⅱ	【必】学びの基盤となる学級経営の探究		
		2限	◎【選必】言:初等言語教育の理論と実践	【必】メディア活用実践研究(岩井・畑) 【必】滋賀の教育課題と指導方法		【必】学校経営の理論と実践		
		3限				【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限	【必】プログラミング教育の実践と教材開発					
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ(授業実践)					

		月	火	水	木	金	土
2 年 次	前期	1限			【必】授業実践基本実習Ⅲ 【選必】学校支援実習Ⅳ		
		2限	【選必】メンタリングと校内研修				【必】教育実践課題解決研究Ⅲ(授業実践)
		3限					
		4限					
		5限					
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価		【必】授業実践発展実習 【選必】学校支援実習Ⅴ		
		2限	◎【選必】生:初等体育科教育の理論と実践			【選必】学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】教育実践課題解決研究Ⅳ(授業実践)
		3限					
		4限					
		5限		【選必】子どもの心の臨床心理学的理解と支援			【選必】集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目

言:言語領域科目 社:社会領域科目 理:理数領域科目 生:生活健康領域科目 芸:芸術領域科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

授業実践力開発コース(中等教育) 履修モデル

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践	◎【選必】《奇数》理:算数・数学科教材開発研究「関数」	【必】実践入門実習(6月の1週間) 【必】授業実践基本実習 I 【必】授業実践基本実習 II			
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割				
		3限		【必】生徒指導・教育相談の理論と実践				◎【選必】理:初等理数教育の理論と実践
		4限	【必】教師のキャリア発達と教育実践	【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 I (授業実践)					【選必】集中 教育方法の開発と実践研究
	後期	1限		◎【選必】《奇数》理:算数・数学科教材開発研究「数と形」	【必】授業実践基本実習 I 【必】授業実践基本実習 II 【選必】学校支援実習 I・II	【必】学びの基盤となる学級経営の探究		
		2限		【必】メディア活用実践研究(岩井・畑) 【必】滋賀の教育課題と指導方法		【必】学校経営の理論と実践		
		3限				【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限	【必】プログラミング教育の実践と教材開発					
		5限	【必】教育実践課題解決研究 II (授業実践)					

		月	火	水	木	金	土		
2 年次	前期	1限		◎【選必】《偶数》理:数学の実験を活かした数学教育	【必】授業実践基本実習 III 【選必】学校支援実習 IV				
		2限						【必】教育実践課題解決研究 III (授業実践)	
		3限	【選必】スペシャルニーズ教育の理論と実践						
		4限	【選必】教育法規の理論と実践						
		5限							
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価	◎【選必】《偶数》理:数学の歴史を活かした数学教育	【必】授業実践発展実習				
		2限							【必】教育実践課題解決研究 IV (授業実践)
		3限							
		4限							
		5限							【選必】集中 《偶数》海外連携校実習 II

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選】選択科目

言:言語領域科目 社:社会領域科目 理:理数領域科目 生:生活健康領域科目 芸:芸術領域科目  
《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

ダイバーシティ教育力開発コース 履修モデル

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割	【必】ダイバーシティ教育基本実習 【必】特別支援実習	【選択】子どもの発達と支援	【必】ダイバーシティ教育基本実習 【必】特別支援実習	
		3限	◎【必】スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践	【必】フィールドワーク実習		【必】フィールドワーク実習	
		4限		【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A I (ダイバーシティ)					
	後期	1限				【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践		
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋養の教育課題と指導方法	【必】フィールドワーク実習	◎【選択】幼年教育の理論と実践	【必】フィールドワーク実習	
		3限		【選択】外国人児童生徒教育の理論と実践		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限		【必】心理的アセスメントと子ども支援				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A II (ダイバーシティ)	◎【必】子どもの心の臨床心理学的理解と支援				

		月	火	水	木	金	土	
2年次	前期	1限						
		2限	【選択】メンタリングと校内研修		【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習		【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習	【必】教育実践課題解決研究 A III (ダイバーシティ)
		3限				◎【選択】特別支援教育の臨床的探究		
		4限	【選択】教育法規の理論と実践					
		5限						
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価					
		2限			【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習	【選択】学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】心理アセスメント実習 【必】ダイバーシティ教育発展実習	【必】教育実践課題解決研究 A IV (ダイバーシティ)
		3限	◎【選択】教育・保育の方法と省察					
		4限						
		5限						

【頭記号の意味】

【必】必修科目 【選必】選択必修科目 【選択】選択科目  
《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

### 国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 滋賀大学（以下「本学」という。）で行われるヒトを直接対象とした研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、倫理的観点から審査することを目的として、本学に滋賀大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(対象)

第2条 この規程による審査の対象は、教員及び大学院博士課程の学生（以下「教員等」という。）の行う研究活動等のうち、倫理上の問題が生じるおそれがあり、それに対する配慮が必要なもの及び研究活動等の結果を公表するものを対象とする。

(任務)

第3条 委員会は、本学に所属する教員等の申請に基づき、その研究及び実施計画の内容等について審査する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、男女両性で構成する。

- (1) 学長が指名する理事
  - (2) 学系から選出された教員 各2人
  - (3) 保健管理センターから選出された教員 1人
  - (4) 本学以外の倫理及び法律に関する有識経験者 2人
  - (5) 一般の立場から意見を述べることができる者 1人
- 2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会が必要と認めるときは、特定の課題について審査する期間において特別委員を別途委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員（第4条第4項の特別委員を含む。以下同じ。）の3分の2以上が出席し、かつ、同条第1項第4号の委員1人以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。

- 2 委員は、自己の申請に係る審査に加わることができない。
- 3 委員会は、申請者に委員会への出席を求め、実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を聴くことができる。
- 4 申請された研究の審査結果は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、全員の合意が得られない場合は、無記名投票により出席委員の4分の3以上の同意をもって判定する。
- 5 判定は、次に掲げるいずれかの表示により行う。
  - (1) 非該当
  - (2) 承認
  - (3) 条件付承認
  - (4) 変更の勧告
  - (5) 不承認
- 6 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、公開することができる。
- 7 審査内容、審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めるときは、公表することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(申請の手続き及び審査結果の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、別紙様式第1号による研究倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、審査申請に対して1か月をめどに審査を終了し、審査終了後速やかに別紙様式第2号によ

る審査結果通知書を申請者に交付しなければならない。

- 3 前項の通知に当たっては、審査結果が第6条第5項第3号、第4号及び第5号に該当するときは、それぞれの条件、変更又は不承認の理由等を明記しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月19日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第5号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

研究倫理審査申請書

平成 年 月 日

国立大学法人滋賀大学長 殿

申請者  
所 属  
氏 名  
印

下記について審査を申請します。

記

所属長の氏名及び印	印		
1. 課題名			
2. 主任研究者	所属	職名	氏名
3. 分担研究者	所属	職名	氏名
	所属	職名	氏名
4. 研究の目的及び実施計画の概要			
5. 研究実施に当たっての倫理上の問題点及びそれに対する配慮			
6. 研究の実施場所			

申請にあたって、研究計画及び関連機関・学協会の倫理基準等を参考資料として添付すること。

別紙様式第2号

審査結果通知書

平成 年 月 日

申請者 殿

国立大学法人滋賀大学長

印

課題名

主任研究者名

上記に係る実施計画書等を、平成 年 月 日の滋賀大学研究倫理委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので通知します。

記

判定	非該当	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
理由					
その他					

(備考) 非該当；本研究計画は本倫理審査会で審議する研究ではないもの

## 滋賀大学研究倫理委員会規程に基づく審査について（申し合わせ）

平成 23 年 4 月 19 日

滋賀大学研究倫理委員会規程に基づいて、「ヒトを直接対象とした研究及び医療行為について倫理的観点から審査する」場合には、当面、「滋賀大学における研究者等の行動規範」及び関連機関・学協会で制定されている倫理基準等を参考資料として審査する。申請者は、申請にあたって関連機関・学協会の倫理基準等を、参考資料として申請書類に添付するものとする。

滋賀大学教育学部と大津市教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と大津市教育委員会（以下「乙」という。）は、大津市における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、大津市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

（連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

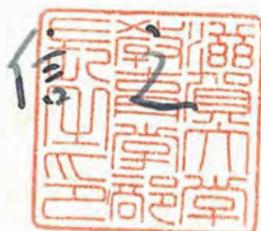
第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部  
学部長

喜名



乙 大津市教育委員会  
教育長

井上



## 滋賀大学教育学部と近江八幡市教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と近江八幡市教育委員会（以下「乙」という。）は、近江八幡市における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、近江八幡市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

### （連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

### （その他）

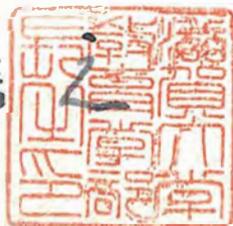
第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部  
学部長

喜名 信之



乙 近江八幡市  
教育長

日岡



## 滋賀大学教育学部と彦根市教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と彦根市教育委員会（以下「乙」という。）は、彦根市における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、彦根市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

### （連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

### （その他）

第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部  
学部長

喜名 信之



乙 彦根市教育委員会  
教育長

新川 恒廣



## 滋賀大学教育学部と草津市教育委員会の連携に関する覚書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と草津市教育委員会（以下「乙」という。）は、草津市における教育について連携するため次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が、密接な連携のもと、草津市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

### （連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

### （有効期間）

第4条 本覚書は、覚書締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この覚書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも覚書の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

### （その他）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部  
学部長

喜名信之



乙 草津市教育委員会  
教育長

川那邊



## 滋賀大学教育学部と栗東市教育委員会の連携に関する覚書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と栗東市教育委員会（以下「乙」という。）は、栗東市における教育について連携するため次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が、密接な連携のもと、栗東市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

### （連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

### （有効期間）

第4条 本覚書は、覚書締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この覚書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも覚書の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

### （その他）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部  
学部長

喜名 信之  


乙 栗東市教育委員会  
教育長

藤本 明  


## 滋賀大学教育学部と守山市教育委員会の連携に関する覚書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と守山市教育委員会（以下「乙」という。）は、守山市における教育について連携するため次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が、密接な連携のもと、守山市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）学校教育上の諸問題への対応に関すること。
- （3）教員の人材育成に関すること。
- （4）教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める事項。

### （連携地域協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、他の連携地域の教育委員会及び滋賀県教育委員会が組織する連携地域協議会を設置するものとする。

### （有効期間）

第4条 本覚書は、覚書締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この覚書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも覚書の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

### （その他）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部  
学部長

喜名信之



乙 守山市教育委員会  
教育長

田代弥三



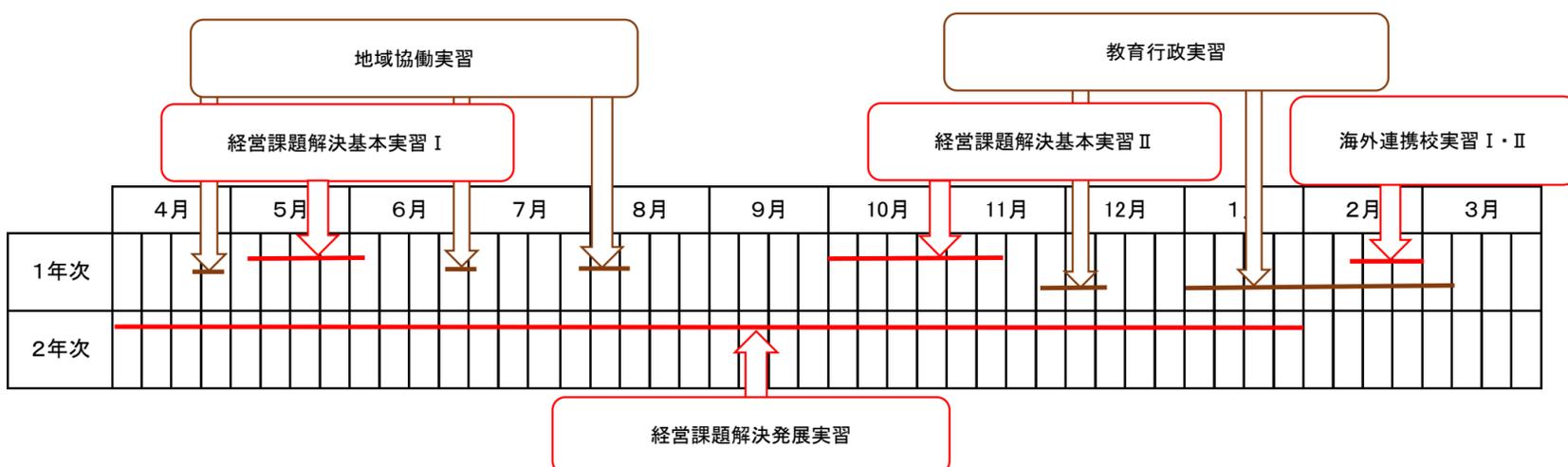
実習科目一覧(概要)

コース	授業科目名	実習形態	概要	実習場所	開講期	単位数						
						必修	選択					
学校経営力開発コース	経営課題解決基本実習 I	週1日×4週間 30時間	標準型	連携協力校(勤務校)で学校経営に参画し、学校教育改革に必要な課題を発見し解決していく方法を探究する。	連携協力校	1	1	—				
	経営課題解決基本実習 II	週2日×6週間 90時間				2	3	—				
	経営課題解決発展実習	週半日×15週間 60時間	長期型	連携協力校(勤務校)での教育活動を通して、自己の研究課題を事例的に探求・評価・検証し解決していく方法を探究する。	連携協力校	3・4	2	—				
	地域協働実習	総8日間 60時間	分散型	教育委員会や社会教育施設等の協力を得て、学校と地域教育関連施設との連携・協働の方法を探究する。	教育委員会 社会教育施設	1	2	—				
	教育行政実習	総8日間 60時間	短期型 or 分散型	教育行政・政策に関する具体的な場面での実践を観察し、政策立案・実施の基礎となる実践力を修得する。	教育委員会 県総合教育センター	2	2	—				
	海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	タイの協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育を探究する。	タイ協定大学及び 協定大学附属学校等	2・4 (隔年)	—	1				
	海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	台湾の協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育を探究する。	台湾協定大学及び 協定大学附属学校等	2・4 (隔年)	—	1				
教育実践力開発コース	実践課題解決基本実習 I	週5日×1週間 30時間	短期型	連携協力校(勤務校)で教育課程全般に亘って参与観察及び支援を行い、教育課題を再発見して解決の方法を探究する。	連携協力校	1	1	—				
	実践課題解決基本実習 II	週2日×6週間 90時間	標準型			2	3	—				
	実践課題解決発展実習	週半日×15週間 60時間	長期型	連携協力校(勤務校)での授業実践等を通して、自己の研究課題を探究・評価する。	連携協力校	3・4	2	—				
	研修開発実習	総8日間 60時間	短期型	滋賀県総合教育センターで指導補助員として研修企画や評価に参画する。	総合教育センター	1	2	—				
	教育委員会実習	総8日間 60時間	短期型	県市町教育委員会等において、学校訪問の参観、研修会や協議会の運営補助を経験し、教育活動を多角に省察する。	教育委員会	2	うち 必2	2				
	海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)		1				
	海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)		1				
授業実践力開発コース	実践入門実習	週4日×1週間 30時間	短期型	附属幼稚園・小・中学校において、保育や授業の観察方法について学びつつ、実際に保育・授業観察と分析を行う。	附属学校園	1	1	—				
	授業実践基本実習 I	週1日×8週間 60時間	標準型	附属幼稚園・小学校・中学校の複数の組み合わせを選択し、各校種での保育・授業研究のあり方について学ぶとともに、校種間連携についても学ぶ。	附属学校園	1・2	2	—				
	授業実践基本実習 II	総4日間 30時間	分散型	県市町教育委員会・総合教育センター・教育研究所等の実施事業に参加することを通じ、授業実践研究の進め方を学ぶ。	総合教育センター 市町教育研究所	1・2	1	—				
	授業実践基本実習 III	週1日×4週間 30時間	標準型	附属学校、連携協力校で授業等の実践を行い、自己の研究課題を探究する。	附属学校 連携協力校	3	1	—				
	授業実践発展実習	週2日×4週間 60時間	標準型	附属学校、連携協力校で授業等の実践を行い、自己の研究課題を発展・深化させる。	附属学校 連携協力校	4	2	—				
	学校支援実習	I	総4日間 30時間	分散型	教職大学院1年次に、附属学校、連携協力校の教育活動に参加することを通して、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら、自己のスキルアップに繋げる。	附属学校 連携協力校	1・2	1	うち 必3			
			総4日間 30時間					1				
			総4日間 30時間					1				
		II	総4日間 30時間	分散型				教職大学院2年次に、附属学校、連携協力校の教育活動に参加することを通して、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら、自己のスキルアップに繋げる。		附属学校 連携協力校	3・4	1
			総4日間 30時間									1
総4日間 30時間			1									
海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	1						
海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	1						
ダイバーシティ教育開発コース	ダイバーシティ教育基本実習	週2日×2週間 週4日×1週間 60時間	標準型	連携協力校(幼稚園・小学校)で特別な支援を要する子どもの参与観察を行い、教師の支援について学ぶ。	連携協力校	1	2	—				
	特別支援実習	週1日×4週間 30時間	標準型	附属特別支援学校において、障害のある子どもの発達段階や特性に応じた支援のあり方および教育活動・授業づくりについて学ぶ。	附属学校園	1	1	—				
	フィールドワーク実習	総9日間 60時間	分散型	学校外教育関連施設で施設見学、参与観察等を行いアフターレクチャーにより多様なニーズを抱える子どもへの地域教育連携体制について見通しを持つ。	国県市町・民間の 教育関連施設	1・2	2	—				
	心理アセスメント実習	30時間	分散型	附属学校園での児童生徒の発達検査、「個別の指導計画」の作成、学習・発達支援室の活動などに参加し、心理アセスメントについて実践的に学ぶ。	附属学校園	3・4	1	—				
	ダイバーシティ教育発展実習	週2日×8週間 or 週1日×16週間 or 週半日×32週間 120時間	長期型	各問題意識に応じたフィールドにおいて、教育的・実践的な支援活動を行い、自己の研究課題を事例的に探究・検証し、これまでの学びを総括する。	附属学校園 連携協力校 その他教育関連施設	3・4	4	—				
	海外連携校実習 I	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	—	1				
	海外連携校実習 II	総5日間 30時間	短期型	前掲	前掲	2・4 (隔年)	—	1				
	必要修得単位数						10					

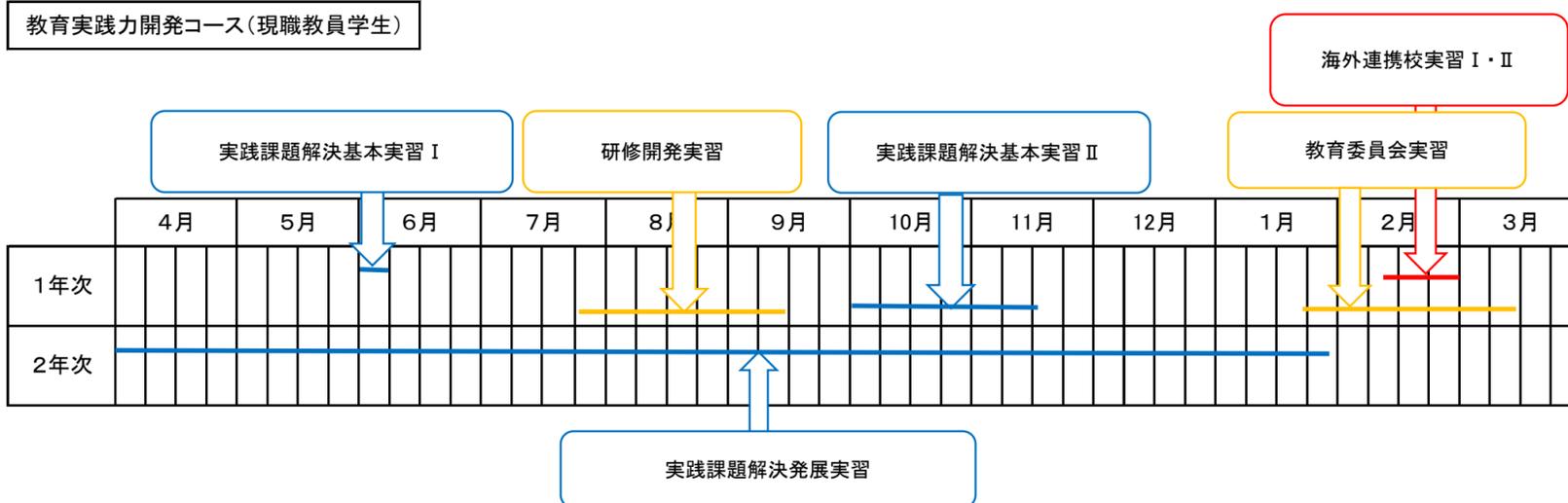
開講期 — 1:1年次春学期、2:1年次秋学期、3:2年次春学期、4:2年次秋学期

実習スケジュール

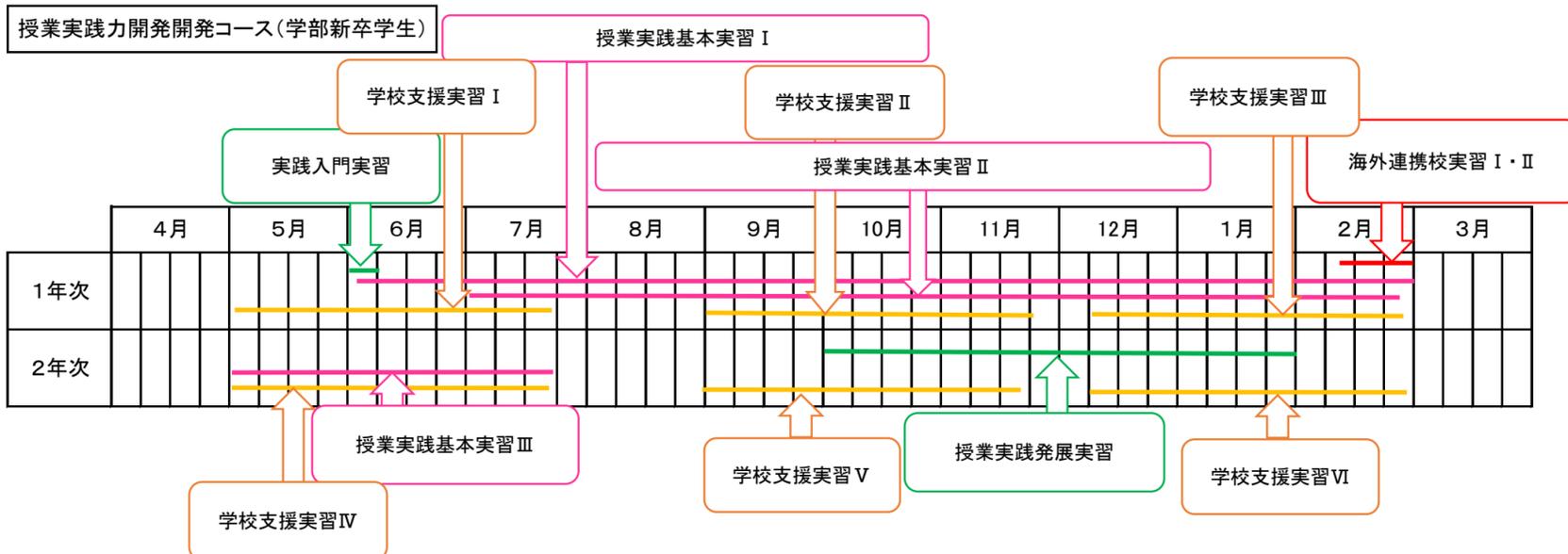
学校経営力開発コース(現職教員学生)



教育実践力開発コース(現職教員学生)



授業実践力開発コース(学部新卒学生)



ダイバーシティ教育力開発コース(学部新卒性・現職教員学生)

